

パブリックコメントの実施

「守口市農業委員会の選挙に関する委員の定数条例の改正について」(案)

農業委員会等に関する法律の改正(平成27年9月4日公布、平成28年4月1日施行)に伴い農業委員の選出方法等の変更が行われたことに伴い、その一部を改正する必要があり。

提出方法
1 閲覧場所へ持ち込み
2 郵送(〒570-1866)

閲覧場所
地域振興課、各地区コミュニティセンターなどの施設に募集要領および意見提出用紙を設置。また、市ホームページにも掲載しています。

水道水の安心な使用方法

水道水は、安心して使用してもらうために塩素消毒をしていますが、長期間水を使用しないと消毒効果がなくなる場合があります。

また、鉛給水管を使用している場合は、通常の使用では問題ありませんが、滞留するとごくわずかながら鉛が溶け出すことがあります。

このような時は、朝一番の水など使い始めの水をバケツ1杯程度、飲み水や調理以外の用途に使用してください。水道局では、道路舗装工事などに併せて、鉛給水管の取り替えを計画的に進めていますので、ご協力をお願いします。

また、家庭の水道管に鉛給水管を使用しているかどうかは、水道局まで問い合わせください。

「ごろから水道管の管理も併せてお願いします。」
水道局・配水課
TEL 06・6991・6773

京阪本通2-15-15
③ ファクス
TEL 06・6991・5930

④ メール
Mori_chiikishinko@city-moriguchi-osaka.jp

住所、氏名、連絡先を必ず記入してください。

地域振興課
TEL 06・6992・1491



例月出納検査の結果

市の例月出納検査は、平成28年8月15日~22日まで、伊藤正伸、山川勇一、上田敦の各監査委員によって行われました。その結果、平成28年7月末日における各会計の収支は、下表のとおりであり、正確であることが認められました。

Table with 3 columns: 会計別, 区分, 金額(円). Rows include 一般会計, 特別会計 国民健康保険事業, 特別会計 後期高齢者医療事業, 水道事業会計, 下水道事業会計.

スポーツ・余暇活動のための一般開放

所在地 佐太東町2丁目43番
3(面積1千800㎡)

利用期間 12月1日(木)~平成29年3月31日(金)
利用対象 市内でスポーツ・余暇活動をしている団体およびグループ

利用条件など 受付時に配布
「募集要項」を参照
要項などの配付
11月1日(火)~15日(火)
11月1日(火)~15日(火)
(火)午前9時~午後5時30分

分(土・日・祝日を除く)に財産活用課
TEL 06・6992・1386

市民参加型 自主防災訓練を実施

日時
11月20日(日)
午前9時30分~第一中学校

避難誘導訓練は 午前8時45分~
27日(日)
午前9時30分~八雲中学校
(避難誘導訓練は 午前9時~)



昨年の様子

避難誘導: 消火(水バケツ、消火器、簡易消火栓)・救急(心肺蘇生法、応急担架、AEDなど)・119番通報訓練、起震車体験など
危険管理室
TEL 06・6992・1497

消費生活センターにより

賃貸マンションを退去時に高額な修繕費を請求された!!
原状回復をめぐるトラブル

相談事例

10年間住んだ賃貸マンションから引っ越すことになった。明け渡し時に家主から立ち会う必要はないと言われ、室内の確認を管理会社に任せました。後日、修繕費の明細書が送られてきて、畳表替えやふすま・クロスなどの張り替え、ハウスクリーニング代など高額な請求をされた。タバコを吸わないし、こまめに掃除してきれいに使って住んでいたのに、納得できない。

解説

賃貸住宅からの退去時における原状回復の費用負担は、基本、契約書の内容や物件の使用状況などで判断されます。この「原状回復」とは、入居時と全く同じ状態に戻すのではなく、借り主の故意・過失、故障や不具合を放置したこと、発生・拡大した汚れや傷などを復旧することをいいます。

原状回復の費用負担のあり方

原状回復の費用負担のあり方は、国土交通省が「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を作成し、一般的な考え方を示しています。例えば、日照など自然現象でできる畳やクロスの変色などの経年変化、冷蔵庫の後部壁面の黒ずみ(電気焼け)、家具の設置によるカーペットのへこみなどの通常損耗、借り主が通常の清掃をしている場合のハウスクリーニングなどは、借り主の負担ではなく家主が修繕費用を負担するものと考えられています。一方、ペットによる柱などの傷、結露を放置したこと、拡大したカビ、壁に付着したタバコのヤニなどは、借り主の責任と見なされる場合があります。したがって、借り主は退去時に、自己責任で生じた汚れや傷などの修繕費用のみを負担すれば良いと考えられます。納得がいかない場合は、請求の明細を求めて、家主と十分に話し合います。

トラブル防止のためのアドバイス
① 契約時には、原状回復などの契約条件をよく確認し、納得いくまで十分説明を受

秋季火災予防運動

11月9日(水)~15日(火)
「消ししょう」
その火その時 その場所で

秋季火災予防運動に伴い、次のような事業を行います。
▽ 消防職員による各家庭への住宅防火診断
▽ 不特定多数の人が出入りする場所の立入検査

② 入居前と退去時には、家主・借り主双方立ち合いの上、室内の汚れや傷の有無など現状を確認し、チェックリストや写真などで記録しておく

③ 入居中は、汚したり傷つけないように注意し、修繕などが必要な場合は、放置せずに家主または管理会社などに連絡する

チェックポイント

- ▽ 消防車による巡回広報
▽ ジャガータウン周辺で、防火キャンペーン(11月5日(土)午前10時30分)
これを機に、身の回りの防火について確認し、火災予防に努めましょう。
▽ 家のまわりに燃えやすいものを置かない
▽ 寝たばこやたばこの投げ捨てをしない
▽ コンロから離れる時は、火を消す
▽ マッチやライターを子どもの手が届く所に置かない
▽ 電気器具は正しく使い、たこ足配線をしなない
▽ 住宅用火災警報器の設置
消防署では、自治会や事業所などの消防訓練の指導や消防相談を随時行っています。
守口消防署
TEL 06・6993・0119

